

秦野南が丘ウェルシー自治会会則

第1条 (目 的)

この会は、会員相互の親睦をはかり、住生活の向上と、明るい居住環境をつくることを目的とする。

第2条 (名称, 所在地)

この会は、秦野南が丘ウェルシー自治会(以下「自治会」という)といい、事務所を管理事務所内に置く。

第3条 (会 員)

この自治会は、秦野南が丘もくせい西住宅(ウェルシー333)に居住する世帯が、自治会に入会の申し込みがあった時会員となり、他に転出したときその資格を失うものとする。

2. 会員は、自治会の活動に積極的に参加、協力し、平等の権利と義務を有する。

第4条 (事 業)

第一条の目的を達成するため、次の部を置き、次の事業を行う。

- (1) 総 務 部 総会及び役員会の開催、会員及び各部相互並びに地域内諸団体との連絡、その他各部に属さない事業。
- (2) 財務部(会計) 予算、決算、財産管理並びに財務収支に関する事業。
- (3) 広 報 部 広報、その他の連絡事項伝達と徹底に関する事業。
- (4) 防犯防災部 防犯、防火、防災及び交通安全に関する事業。
- (5) 保健衛生部 道路、下水、ゴミなどの環境衛生に関する事業、並びに保健所よりの連絡指示に関する事業。
- (6) 厚生部 祭礼、敬老、福利厚生など地域の社会福祉に関する事業。
- (7) 文化体育部 文化及びレクリエーション、体育に関する事業。

2. 前項各号に係わる事業以外について、役員会が必要と認めた場合、当該事項に係わる専門部会を設置出来る。

第5条 (会 費)

会費は1世帯月額250円とし、入会した月から退会した月まで納付するものとする。

2. 会費は4ヶ月毎10日までに前納するものとする。
(4月、8月、12月の各月10日まで3回)

3. 退会した場合は、会費前納分の退会月以降分を返金する。

第6条 (会 議)

この自治会は、会の意思決定と業務運営のため次の会議を設ける。

- (1) 総 会 ---- 会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席で成立。
- (2) 役員会 ---- 役員2分の1以上の出席で成立。

第7条 (総 会)

総会は自治会の最高議決機関であって全会員で構成され、会長が招集して次の事項を議決する。

- (1) 活動報告と活動の基本方針
 - (2) 会則の改正
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 役員承認
 - (5) その他重要事項
2. 定期総会は、毎年一回年度初め1ヶ月以内に開催する。
臨時総会は、1) 役員会が必要と認めたとき。
2) 4分の1以上の会員から要請があったとき。
に開催する。
 3. 議決は出席者の2分の1以上(委任状を含む)の同意により成立する。但し、会則の改正については、出席者の3分の2以上(委任状を含む)の同意により成立する。

第8条 (役員会)

役員会は、総会で議決された事項を執行し、次の事項を付議し、決定する機関であって、役員で構成され、会長が招集して原則として毎月一回開催する。

- (1) 活動報告、活動方針の具体化
 - (2) 細則の制定と改廃
 - (3) 総会へ提出する議案の作成及び決定
 - (4) 専門部会の設立と解散
 - (5) その他
2. 3分の1以上の役員から要請があった時に開催する。
 3. 会計監査は役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

第9条 (役 員)

この自治会に次の役員を置き、任期は1年とする。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 2名(内、1名は会長指名)

(3) 委員 第10条による

(4) 会計監査 2名(内、1名は会長指名)

2. 役員は任期が終了しても次の役員が就任するまでは、その職務を執行する。

第10条 (委員)

委員は各番館から互選により選出し、任期は原則として1年とする。

2. 各番館の委員数は次の通りとする。

1番館 -----8名

2～5番館 -----各3名(ただし、3番館は2名)

6～7番館 -----各1名

第11条 (会長, 副会長)

会長はこの自治会を代表し、役員会の業務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第12条 (会計, 会計監査)

会計は予算の執行、財産の管理、収入・支出、その他会計に関する一切の業務を統括します。会計監査は会計の監督及び検査を行い、その結果を定期総会に報告する。

第13条 (役員を選出)

会長は立候補を原則とし、会員の選挙により選出する。

立候補が無い場合は、次年度の役員の中から選出する。この場合、総務部は2名とする。

副会長1名及び会計は委員から選出し、残りの副会長1名は会長が指名し総会の承認を受ける。

会計監査は、1名は委員が兼任し、残りの1名は上記以外の会員から選出して総会の承認を得て会長が委嘱する。

2. 役員に欠員が生じたときは、前項の規定により補充選出を行う。新たに補充選出された役員の任期は前任者の残期間とする。

第14条 (財政)

この自治会の財政は、会費、寄付金及び事業収益等によりまかなう。

第15条 (会計年度)

この自治会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第16条 (慶弔規程)

{概要}

自治会員（自治会員本人および同居している家族）が逝去された場合（ただし、不幸にも死産の場合は対象外とする）、自治会としての対応・連絡方法などを明確にし、自治会として弔事の対応に万全を期する。

【連絡ルート】

- ご葬儀を出される自治会員または知らせを受けた自治会員は、その番館役員に連絡する。
- 番館役員に連絡が取れない場合は、厚生部役員に連絡する。
- 番館役員（ないし厚生部役員）は、広報部役員および会長または副会長に連絡をする。

【訃報の掲示】

- 訃報の掲示については、必ずご家族の承認を得てから行なう。
- 掲示は原則として広報部役員が行なう。

【葬儀等弔問】

- 通夜および告別式への弔問は、原則として会長または副会長および当番館役員の1人とする。
- 自治会として返礼は受けない。

【香典等】

- 香典はウェルシー自治会名で、5,000円とする。
- 2人以上で参列する場合でも香典は5,000円とし、同行者は焼香のみとする。
- 自治会長または代表して参列する役員は、財務部役員に連絡し、香典を準備する。

※ 1. 番館役員（ないし厚生部役員）は、家族から通夜、告別式の日時、場所（電話番号）などの情報と訃報の掲示を承諾するかを確認し、所定の用紙に記入する。

※ 2. 広報部役員は、再確認の意味でご家族に訃報掲示の承諾を得てから掲示をする。

付 則

1. この会則は平成5年の設立総会の可決をもって施行する。
2. 平成9年度定期総会議案第3号の可決をもって施行する。
3. 平成12年度定期総会議案第7号, 第8号の可決をもって施行する。
4. 平成24年度定期総会議案第6号の可決をもって施行する。
5. 平成30年度定期総会議案第3号の可決をもって施行する。